

これまでの680人の定数に対し、本当に活動できる精鋭部隊として600人と定めたという認識から、本案に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第10号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてから日程第3、議案第25号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第10号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第17号 長井市個人情報保護法施行条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第25号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○浅野敏明議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

今泉春江委員長。

(今泉春江文教常任委員長登壇)

○今泉春江文教常任委員長 文教常任委員会から審査報告を申し上げます。

令和5年3月市議会定例会において文教常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第19号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市内小・中学校の体育館等に冷暖房設備の設置が完了したことに伴い、冷暖房の使用に当たって徴収する費用を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、昨今の電気料の高騰を受け、使用料を改定する要綱はあるか、また、見直す場合の時期はいつかとの質疑がなさ

れ、教育総務課長からは、財政課から予算編成の際、使用料などを見直す通達があり、新年度の予算要求に合わせて定期的に見直すこととしているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、複数の団体から同時に使用申込みがあった場合、それぞれの団体から使用料を徴収するののかとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、施設の照明使用料に倣い、冷暖房料もそれぞれの団体から徴収するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第19号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第4、議案第19号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

令和5年3月市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案8件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第11号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定の期間を3年としたのはどういった理由かとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、指定管理者の候補を選定する際に、現在の指定管理者との情報交換の中で、今までどおり3年で区切って行いたいとの希望があったためとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、期間については行政で決めるのが基本だが、あえて意向を尊重する理由は何かとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、組織の中でのマンネリ化を防ぐため、3年度間という意向の申出があり、それを受けたとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、河川占用許可の期間と条件はどうなっているかとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、占用期間は平成35年9月30日までの10年間で、許可条件は通常の河川区域と同様であり、パークゴルフ場としての特別な条件は定めていないとの答弁を受けたところであります。